

## 第43回道州制特区提案検討委員会

日 時： 平成23年3月29日(火) 14:30～16:30

場 所： 第二水産ビル 4階 4F会議室

出席者：

(委 員) 井上会長、五十嵐副会長、河西委員、竹田委員、宮田委員

(事務局) 総合政策部地域主権局 斎藤担当局長、伊藤参事、本間参事  
経済部観光局 窪田主幹

(事務局)

定刻となりましたので、第43回道州制特区提案検討委員会を開催いたします。

本日は、委員7名中、南部委員及び湯浅委員の2名が欠席となっており、5名の委員の皆様でご審議していただくこととなります。

また、本日は第5回目の答申に向けまして、おそらく最後の審議になろうかと思いますが、よろしく審議をいただけますようお願い申し上げます。それでは井上会長、審議の進行をよろしくお願いいたします。

(井上会長)

早速議題に入らせていただきたいと思います。

まず、2議事のところでございますけれども、(1)前回(第42回)委員会での審議結果の確認についてということでございます。

ちょっとおさらいしておきますと前回、第42回は3月1日に開催いたしました。資料1にありますとおりNo.274「ふるさと納税」のコンビニでの収納及びNo.281の自家用有償旅客運送の裁量権の拡大の2項目について整理案というかたちで審議を行っていただきました。

またNo.276の認定NPO法人の認定権限の移譲及び道庁内からの新規提案でありましたアウトドア事業者による自家用有償旅客送迎を可能にする制度の創設の2項目につきまして審議を行っていただいたところであります。

その結果、これら4項目については、全て第5回答申に織り込むことになりました。

本日の委員会におきましては、第5回答申に向けて最後の委員会として位置付けておりますけれども、これら4項目につきまして答申案のかたちで今日原案が提示されておりますので、その答申案のかたちで審議をしていただきたいと思います。

具体的な審議に入ります前に、議題にありましたように前回審議の結果について確認を行いたいというふうに思いますので、その点について事務局から説明をいただきたいというふうに思います。

(事務局)

それでは、前回の委員会の審議結果につきましてご説明をさせていただきます。資料1をご覧ください。

最初に274番、ふるさと納税のコンビニでの収納でございます。前回の委員会では整理案の内容につきまして事務局のほうからご説明をしてご議論をいただいたところでございます。

委員の皆様からは、広域連合で事務処理を共同化することで代表市の事務負担が改善されることは理解したなどのご意見をいただいたところでございます。

今後の対応方向につきましては、第5回答申に向けて答申案を取りまとめていくこととなっております。

次に276番、認定NPO法人の認定権限の移譲でございます。前回の委員会では、分野別審議におきまして新たな認定制度に対し全国知事会が指摘している課題、そのほか認定権限の移譲に向けた検討方向などについて事務局のほうからご説明をさせていただきます。ご議論をいただきました。

委員の皆様からは、認定要件にかかる課題については、全国知事会の主張のとおりであるというご意見ですとか、事

務量や財源措置についてしっかりと国に言っていくことも必要であるなどのご意見をいただいたところでございます。

これにつきましても第5回答申に向けて答申案を取りまとめしていくこととなりました。

次に 281 番、自家用有償旅客運送の裁量権の拡大でございます。前回の委員会では、整理案の内容につきまして事務局からご説明をしてご議論をいただきました。委員の皆様からは、高齢者や障がい者の方々だけではなく、日常の買い物に苦労している方、要支援者の方などの移動手段を確保するという大きな課題であり地域の関係者の協議のもとに工夫しながら進めていけるように是非提案を実現すべきであるなどのご意見をいただいたところでございます。これにつきましても第5回答申に向けて答申案を取りまとめしていくこととなりました。

次に、表の一番下でございます。アウトドア事業者による自家用有償旅客送迎を可能にする制度の創設についてでございます。これにつきましても前回の委員会で分野別審議におきましてアウトドア事業者の送迎実態などにつきまして事務局のほうからご説明をしてご議論をいただいたところでございます。委員の皆様からは、運送の対価についてタクシー料金の2分の1の範囲内と決めておく必要があるのだろうかというご意見ですとか、バス・タクシーとバランスよく使われるように考えるべきであるというようなご意見をいただきました。これにつきましても第5回答申に向けて答申案を取りまとめしていくこととなりました。

ただいまご説明いたしました4項目につきまして後程答申案の内容などにつきましてご説明を申し上げます。

以上でございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました事項について、前回の委員会の審議事項の確認ということでございましたけれども、ご意見・ご質問がございましたらご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

4項目ともこれから答申案ということで出てまいりまして、そこで議論をする場があると思いますので、もし今の段階でなくて、後程あればご意見・ご質問をお出しただいただければありがたいと思います。

次に移らせていただければというふうに思います。

(2)第5回答申案の審議についてということであります。

本委員会では、第5回答申に向けて、まず最初に昨年の1月22日に開催した第34回委員会で新たな道民提案38本について第一次整理を行ったところであります。

それで、特区提案として検討すべきもの、これが38本のうちの15本ということ。そして特区提案によらなくても対応が可能とみなされるものの23本に仕分けを行いました。

特区提案として検討すべきものと仕分けしたその15本につきましては、第35回委員会、平成22年3月26日開催ですけれども、それ以降、具体的審議を開始し、その後新たな道民提案として追加された1本。ちなみにNo.284診療看護師の制度化に向けた規制緩和というものでありましたけれども、こういったもの。あるいは、新規の庁内提案1本、先程言及いたしましたけれどもアウトドアに関するものでございましたけれども、これらを加えてこれまで8回、35回から42回にわたって具体的な審議を行ってきたところであります。

その結果、本日配布しております資料1の右側、43回という欄に漢字の答申の「答」という字が記載されている4項目が第5回答申に織り込むこととなり、本日は最終的な答申案のかたちでこれら4項目について審議を行っていただく予定であります。

資料2の第5回答申案にありますとおり、答申番号順に審議をしてみたいと思います。

それでは、最初に答申1の認定NPO法人の認定及び監督権限の移譲から審議をしてみたいと思います。

事務局のほうからご説明等をお願いいたします。

(事務局)

最初に、会長のほうから答申1として、認定NPOのお話があったのですが、申し訳ございませんが「ふるさと納税のコンビニでの収納」が答申1ということでございまして、事務局の不手際でございまして誠に申し訳ございません。

では、資料2をご覧ください。1枚目、表紙がございます。それをめくっていただきますと答申骨子案というものがございます。これは、今回4つの答申のポイントを1枚にまとめて整理をしたものでございます。

それをめくっていただきますと、ここからが答申案となっております。

最初に答申1、「ふるさと納税のコンビニでの収納」についてご説明をしてみたいと思います。

その前に答申の参考資料というものをお配りしてございます。この5ページをご覧ください。市町村に対する追加アンケート調査を行いました。その結果について簡単にご説明を申し上げます。

追加アンケート調査の実施につきましては、前回の委員会でもご説明をさせていただきました。これまで委員会でご説明をさせていただいた市町村の経費ですとか事務の負担軽減、これらの負担軽減を図る仕組みの紹介を兼ねまして今年の2月に改めて道内市町村に導入意向についての調査を行いました。

調査につきましては、上のほうに調査概要が載ってございますが、全道の全市町村179市町村を対象として実施いたしました。

昨年9月の調査では、ふるさと納税制度を導入していないという回答をされた市町村が1団体ございました。今回改めて調査をしましたところ、その団体から、ふるさと納税制度を導入していますという回答がございました。従いまして今回は、179全ての市町村が調査対象ということで調査を実施いたしました。

問1のところを見ていただきます。調査結果をそこに書いてございます。

①でございます。「提案が実現したら前向きに導入を検討したい」と回答した市町村が7市町村。

②でございます。「税金などのコンビニ収納の導入に合わせて導入を検討したい」と回答した市町村が13。

③でございます。今の段階では未定ですが、「他の市町村の状況や経費や事務負担を勘案しながら検討してみたい」と回答をされた市町村が69ございました。

この3つを合わせますと、結果といたしまして89市町村となります。これは、道内179市町村の49.7%、約半分の市町村から検討に前向きな回答をいただいたということでございます。

昨年9月に実施した前回のアンケート調査のときは、前向きに検討したいと条件しだいで考えてみたいというものは、トータル44でございましたので、今回の調査で前向きな市町村が前回より倍増したという状況でございます。

事務局といたしましては、89という数は、国への提案にあたって心強い数であるというふうには感じております。アンケート調査の結果は、以上でございます。

それでは、答申案のご説明のほうに移らせていただきます。

答申案につきましては、前回委員会でご説明をした整理案の内容から大きな変更はございません。一部修文をさせていただきますので、改めて簡潔にご説明をさせていただきます。まず、現状でございます。

最初に、平成20年4月から実施されているふるさと納税制度の説明を記載してございます。次にふるさと納税制度は、道内すべての市町村で導入している。自治体財政の向上に寄与しているほか、地域を応援するファンづくりなどの効果があるといわれていることを書いてございます。次に、現在ふるさと納税の収納につきましては、金融機関への振込みや郵便振替、クレジットカードなどによる収納が行われている。その次に、地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託できる歳入については、地方自治法施行令に規定されておりますが、寄附金が規定されていないことから、ふるさと納税の収納事務をコンビニに委託することはできないということ載せてございます。

次に、課題といたしまして、一つ目に厳しい財政状況にある道内市町村においては、全国から手軽に納税していただくために、一定の経費を負担しても、ふるさと納税のコンビニでの収納を実施したいという意向があるということ。

次は、道内市町村へのアンケート調査の結果でございます。前回の整理案では、調査の結果を整理中でございましたので数字が入っておりませんでした。今回の答申案には、先程ご説明した調査結果の数字を記載をさせていただいてございます。「前向きに検討したい」から「他の市町村の状況などを勘案しながら検討してみたい」まで89市町村、とその割合を記載させていただいております。

その次には、全国の都道府県及び市区町村の魅力度ランキングの結果を載せてございます。北海道と道内市町村は、全国的に高い人気を誇っているということを記載してございます。

次に、ふるさと納税の有効活用を図るために、24時間営業のコンビニでの収納を可能にして利便性を高めて、北海道

の地域を応援する全国のファンからの納税を増やしていくことが必要であるということをここに記載をさせていただいて  
ございます。

次に、目指すすがたでございます。地方自治法施行令第 158 条を改正し、ふるさと納税のコンビニでの収納を可能に  
する。

国への提案でございます。その下、提案というところの欄でございます。地方自治法施行令の改正を伴いまして私人  
に徴収又は収納事務を委託できる歳入に寄附金を追加いたしまして、コンビニでのふるさと納税の収納を可能にする。

この提案が実現をいたしますれば、既にコンビニで税金などの収納を行っている市町村については、少ない経費で対  
応が可能。また、実施する市町村の増加に伴って経費の負担軽減も期待されるということを記載してございます。

一番下でございますが、コンビニでのふるさと納税の収納が可能となることにより、納税者の利便性が高まり、北海道  
の地域を応援する全国のファンからのふるさと納税が増加いたしまして、自治体財政の向上に寄与するということを記載  
してございます。答申案のご説明は、以上でございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

ただいま資料に基づきまして第 5 回答申(案)の答申 1、ふるさと納税のコンビニでの収納について答申書の原案が提  
示されました。

それらの件につきましてご意見・ご質問等々がおありでしたらお出しいただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

続きまして答申 2、自家用有償旅客運送の登録権限の移譲及び登録要件に係る裁量権の拡大ということにつきまして  
事務局から説明をいただきたいと思ひます。

(事務局)

答申案 2 につきましてご説明をさせていただきます。

答申案の 2 につきましても、前回委員会でご説明をした整理案の内容から大きな変更はございませんが、一部修正し  
てございますので簡潔にご説明をさせていただきます。

まず、表題でございます。整理案では、自家用有償旅客運送の裁量権の拡大とさせていただいておりました。今回の  
答申案では、より提案の内容に沿ったかたちに修正をさせていただいております。

まず現状からでございます。少子高齢化や過疎化が進展する中、高齢者や障がい者などの地域における生活交通の  
確保に向けて、道内各地で創意工夫のある自主的な取組が広がってきているということ。

次に、平成 18 年の法改正によりまして過疎地域の住民や要介護者を対象にして、市町村や NPO 法人等が自家用車  
を使用して行う自家用有償旅客運送が制度化をされたということ。

次に、自家用有償旅客運送を実施するためには、地域の関係者の合意を得て、国土交通大臣へ登録する必要がある。  
また登録に当たっては、運送の実施主体ですとか運賃などについて基準や要件を満たす必要があるということ。

その次でございますが、最近の国の動きといたしまして昨年 12 月の国の出先機関原則廃止に向けたアクションプラン  
で、自家用有償旅客運送の登録権限を希望する市町村に移譲する方向で検討することとされていることを載せてござい  
ます。

次に、課題でございます。課題といたしましては、広域分散型の地域特性を有する北海道は、過疎市町村が約 80%を  
占め、全国を上回るスピードで高齢化が進んでおり、地域住民の足を確保するために地域の様々な主体や交通手段を  
組み合わせた取り組みが必要となっているということ。

次に、自家用有償旅客運送は、すでに地域の関係者が協議・合意して実施する仕組みというものが用意されており、  
地域の創意工夫や自主性を生かした取組みを促進するため、登録権限の移譲と併せて、地域の関係者の合意によって、  
地域の実情に応じて、登録要件や基準等を決めることができるようにする必要のあるということを記載します。

その次に目指すすがたでございます。自家用有償旅客運送の登録権限を市町村に移譲する。そのことに併せまして

登録要件などに係る地域の裁量権を拡大するというところでございます。

国への提案の内容でございます。まず登録権限を地方運輸局から市町村へ移譲するという。次に裁量権の拡大といたしまして、協議会の開催条件について軽微な変更等の際に関係者があらかじめ合意した場合には開催を省略することもできるとする。実施主体ですとか利用者の範囲、運賃につきまして、地域の関係者で構成する協議機関の合意により認めた内容で実施することを可能とすることを提案していくということでございます。

一番下にありますが、自家用有償旅客運送の登録権限の移譲とともに、登録要件に係る地域の裁量権を拡大することによりまして地域実情に応じた様々な主体、交通手段を組み合わせた地域住民の移動が確保されるということでございます。以上でございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

では、ただいまの答申 2 の案件につきましてご意見・ご質問がございましたらお出しいただきたいというふうに思います。

前回整理案というかたちで提示させていただいてご理論いただいたところですが、こうやって案というかたちで出てきたのは今回がはじめてということになりますので、ご意見・ご質問があれば是非お出しいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

これは、およそ 10 回近くはやっているところで、今改めてということはないかもしれませんが、一応先生方のご意見をいただくということにしています。

(竹田委員)

確認なのですが、この問題は、確か問題として認識点があがってきたときは、過疎地域という状況で、議論としてはじまったと思うのです。

前回、井上先生がおっしゃっていたように、この問題は、必ずしも、あるいはこれから先の過疎地域に限らない。あるいは、札幌でも、たとえば厚別とか清田とか平岡といったように、バスはあったとしても、そんなにバス路線網が網の目状態というわけではないというところ。こういう問題の必要性というものは、これから先に意識されてくるし、都市部でもちゃんと対応していかなければいけないだろうと思うのです。そういう問題提起ということは、中に含まれているというふうに見ていいのか、そこをアピールしたほうがいいのかということ、今お話を伺っていて、確認、どうでしょうかということなのです。

(井上会長)

ありがとうございます。

私が答えていいのかどうかかわからないですけども、とりあえず私が答えましょうか。

これらは、基本的に特定の地域、特定の市町村というものを念頭に置いているわけではなくて、道内の各市町村というかたちで、こういうかたちで過疎地、表現はよくないのですが一般にいわれている買い物難民とか医療難民というような人たちに向けて広い福祉の手をのべられればというのが、竹田先生がご指摘のように出発点だったというふうに私も理解しております。

ただ、今のお話の中に出てきました札幌市というところになると、今度は若干微妙な問題もあって、札幌市の場合には、これは政令指定都市ということになりますので、どういうふうにするのか。大きな網が北海道内に張られるということになります。札幌市あたりのところもそういったものうまいく、あるいは難しいというところを見ながら何らかの対応をとられるのだろうかというふうには思います。事務局、どうですか。付け加えることはありますか。

(事務局)

それと、私どもが今回提案するのは、自家用有償旅客運送制度の中の地域の協議会といったものをもう少し地域でや

りやすいようにという考え方で提案をさせていただくということでございます。

(竹田委員)

ということは、過疎かどうかということは関係なく、需要のあるところがそれをできるようにということではないのでしょうか。

(事務局)

前回もお話をさせていただいていると思うのですが、資料にもお出ししておりますけれども、現実に当別町でいろいろな企業の社員の送迎バスを組み合わせでダイヤ編成している。これが、ある種の一つのイメージでございまして、そういったことについては、過疎市町村でのニーズが現実に高いものと思います。そういう同じような仕組みで地域の公共交通を確保していくということは、今後は高まってくるのではないのでしょうか。

そういう意味でいきますと、その部分については、より実質的、実践を発揮して、そのへんの組み合わせができるようなことについては地域で責任をもって対応したいということが今回の提案の主旨でございます。

(井上会長)

よろしいでしょうか。

(河西委員)

今のご説明だと課題のところでは過疎市町村が約80%を占めという文言が入っていることは、今のご説明と少し矛盾をすののかなど。要するに、過疎地域に限らずこういったやり方というものができる。それで道州制特区で提案するのであれば、あえてここの過疎市町村が約80%を占めという課題のところの説明文章というのは、必要なくなりますか。

(事務局)

象徴的にその課題を浮き彫りにするという意味では、過疎市町村が約80%を占めということは、何らかの記載は必要だと思います。

それに限らず、他の地域でもそういった問題があるのだという辺りは、少し文章上の表現を工夫して、今程先生のほうからお話のございました、それから先程私のほうから説明しましたが、もう少しその辺については広くそういうニーズがあるのだという辺りがわかるような表現上の工夫をさせていただきたいと思っております。

(竹田委員)

私の発言したこともなぜかという、この80%ということに引っ掛かったということがあります。

要素としては、過疎地域が80%を占めている。それから拠点と拠点との間の距離が長い。あとは、特に冬期間の交通手段の確保。それから外になかなか行けない状況が続くという状況をどうやって解消するかというあたりが課題なのかなど。必ずしも過疎地での足の確保ということが、もともとの出発点です。

(井上会長)

いずれにしても文章を改めなければいけない。「占め」ということを簡単に直せば、「占める」こともありとか、というようなことなのだろうけれども、先生方がおっしゃっていることの主旨は、あの現状と課題の中に、たとえば少子高齢化だとか、あるいは高齢化で地域住民の足を確保するため地域の様々な主体や云々というようなところの書き方もありますので、今お二方の先生、あるいはその他の先生も同様に思われているのかもしれないので、ここのところの文章は過疎地、過疎地というところがとり方によれば少しアクセントを強く置き過ぎているというふうにとられかねないということもありますので、これは一応修正するというので、どうでしょうか。

(事務局)

今、会長のほうからお話がありましたけれども、竹田先生と河西先生のご意見も踏まえて整理をさせていただきたいと思います。

整理した内容については、後程、全委員の先生方にメールでお送りして確認していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(井上会長)

その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。次に進めさせていただきたいと思います。

答申の3、アウトドア事業者による自家用有償旅客送迎を可能にする制度の運用ということで、これについて事務局のほうから説明をいただきたいと思います。

(事務局)

答申3でございます。ご説明を申し上げます。

ご説明に入る前に、前回の委員会で運送の対価についてタクシー料金の2分の1の範囲以内を目安とすると決めておく必要があるのだろうかというご意見をいただきました。事務局として、取り扱いについて改めて検討させていただきました。

先程の答申2でご説明いたしましたように、今回、自家用有償旅客運送につきまして地域の裁量権の拡大を国のほうに提案するという中で、運賃については2分の1の範囲以内にこだわらず地域の公共機関の合意により運賃設定を可能にすること。こういったことも提案していく予定でございます。

それと、実費の範囲内で営利と認められない妥当な範囲というのは、地域によって事情も違うと思われまますので、こちらの答申3の提案につきましても運送の対価についてはタクシー料金の2分の1にこだわらないというような扱いにさせていただきたいと思っております。

それでは、答申案のご説明に入らせていただきます。

まず表題でございます。これまで「制度の創設」とさせていただいておりました。提案内容が現行の道路運送法第78条第3号に規定している特例許可制度、この制度の中で認めてほしいという内容でございますことから今回、「制度の運用」とさせていただいたところでございます。

まずは、現状でございます。一番上からでございますが、北海道では地域の特色や優位性を活かし、観光立国に向けて、北海道ならではの滞在型観光として、カヌーやラフティングなどのアウトドア観光の振興を図っていくということ。

括弧書きでございますが、道独自の北海道資格制度を平成14年度に創設をしたということ。

そして次に、アウトドア観光は広大な自然を利用するため、公共交通機関の利用は難しくアウトドア事業者自らが送迎サービスを行っているケースが多いということ。

次に、送迎サービスを有償で行うためには、国土交通大臣の旅客自動車運送事業の許可が必要となるということ。

また自家用車による有償運送を認める制度としては、国土交通大臣に登録する制度。それと公共の福祉を確保するためにやむを得ない場合の国土交通大臣の特例許可制度があるということ。

次に課題でございます。北海道を国際的に通用する魅力ある観光地としていくためには、体験ですとか癒しなど観光客の多様なニーズに対応した満足度の高い滞在型観光地づくりを進めることが重要であるということ。

そして、北海道を訪れる観光客に、安全・安心で満足度の高いアウトドア観光を提供するためには、安全で利便性の高いアクセスの確保、それと多様な観光メニューの提供というものが重要であるということ。

そして交通アクセスを含めて安全で良質なガイドサービスを提供して、北海道のアウトドア観光のブランド化を図るためには、一定の条件を満たしたアウトドア事業者が自家用車で利用者を有償送迎することを可能にするということが重要であるということ。

「※印」でございますが、アウトドア事業者とは、北海道アウトドアガイド資格制度で認定しているガイドと優良事業者を

対象とするということ。

次に、目指すすがたでございます。観光客にとって安全で利便性の高いアクセスを確保して、北海道のアウトドア観光のブランド化を推進するということ。

国への提案の内容でございます。道路運送法第 78 条 3 号の特例許可によりましてアウトドア事業者が自家用車で利用客を有償送迎することを可能にすること。

そして、許可にあたっては、観光客の安全確保対策など自家用有償旅客運送と同程度の基準・要件を満たすことを許可要件とする。

一番下でございますが、これによりましてアウトドア事業者による有償送迎を可能にして、観光客に交通アクセスを含めまして安全で良質なガイドサービスを提供するということによりまして、北海道のアウトドア観光のブランド化を着実に推進していくということでございます。以上でございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

答申 3、アウトドア事業者によるの案件につきまして事務局のほうから説明をもらいました。これも何回も議論をしてきたところでありますけれども、先生方のほうでご意見、あるいはご質問、あるいはご提案等々がおありでしたらお出しただければと思います。いかがでしょうか。

(河西委員)

この場にて質問して非常に申し訳ないのですが、アウトドア事業者、課題のところアウトドア事業者に「※印」がついていて、「※印」に関しては北海道アウトドアガイド資格制度で認定しているガイド、このガイドというのは個人でよろしいのですよね。及び優良事業者を対象とする。

したがって、この書き方だと北海道のアウトドアガイドの資格を持っている個人が個人の車を使って、それで有料で有償で利用客を送迎してもいい。

その優良事業者に認定されている団体が 11 団体ある。そこも可能だということですね。その優良事業者に、このアウトドアガイドの資格を持っていない人間でも優良事業者の社員であれば有償で利用客を移動させてもいいということになるわけですよね。ガイドを一人でやっている人もいれば会社でやっているところもあります。また、結構アウトドア事業者の中では、何十人というガイドを抱えているところがあります。

(事務局)

先生がおっしゃるとおり優良事業者のところに勤めているガイドであればその個人がアウトドアガイドの資格を持っていなくても、できるということになります。

(竹田委員)

先程、タイトルの変更ということがありました。これは、私の固定観念では、法令等々の条文をいじらなくても運用で改善できるんだというときには、制度の運用という言葉を使うのだろう。

答申案のところには明記されておりませんが、参考資料の 21 ページ、ここだと道路運送法のところの条文を変えなければいけないのではないかということが書いてあります。これだとやはり制度の運用とか制度の改正化、前回のような制度の創設のほうが言葉としてはぴったりかなと思うのですが、そのあたりはいかがなのでしょう。

(事務局)

私どもとしては、78 条の 3 号の中で、条文には一部付け加えていただきたいという要請をしていますが、あくまでも 3 号の中で認めてくださいという提案をするものですから運用というふうに整理をさせていただいております。



(竹田委員)

大臣が許可するやつを、道でこれを認定することに対してではないのですか。

(事務局)

大臣許可は変わりません。

(事務局)

先程の答申 2 の自家用有償旅客運送の登録権限でも、過疎地を中心とした、いわゆる地域住民の方々の足の確保の関係については、これは地域の創意工夫をいかす意味で登録権限を地方運輸局から市町村へというかたちにさせていただくのですが、アウトドア事業者の自家用有償旅客送迎業の部分については、まず 78 条そのものが自家用有償旅客運送というものは旧 80 条というものがございまして、78 条の中に制度化されて福祉有償運送というものができるようになった。その 3 号の規定で、少なくとも対応していただけないかということで、その部分について権限移譲を求めていない部分については、実際に他のタクシー事業者とか他の事業者との関係もございまして、特例的に許可を認めるというのは、今日みなさん列席でございますが、地域によってその有償運送のあり方というものは様々なかたちがございます。

たとえば、地域によっては公共交通機関なりタクシーが、かなりアウトドアの近くまで行けるのであれば、それは特例許可の対象にはならない。

しかしながら最寄の駅から何の手段もないというところについては、その部分はアウトドア事業者の方がそこまで行って、その場所まで来ていただかなければなりませんので、その部分については無料サービスではなくて、きちんと安全措置も講じた上で、一定の対価については明示したかたちでちょうどいいというかたちを特例許可というかたちでお認めいただきたい。そこは、全体として地域公共交通、公共手段との全体の関係もございまして、そこのご判断は、やはり運輸局のほうでしっかりと全体を見た中で判断すべきことなのかなということでここについては、いわゆる許可権限の移譲というものは求めないというふうに整理をさせていただいているところでございます。

(井上会長)

たぶん質問の主旨というものはそうではなくて、たとえば、この答申案のカバーにも題目が書いてありますけれども、要するに制度の運用というふうな言い方をしたときには、既にこの項目以外に様々なかたちの、たとえば 21 ページであれば、改正前でも、福祉有償運送だとかというような運送方法というものがいくつかあるわけで、それが運用なので、今回のように、これは右側の改正後というところに書いてありますけれども、アウトドア事業者によるとずっと書いてあって、送迎制度というふうにはここに書いてあるわけです。書いてありますよね、書いてあるわけで、要するに、今まであるやつの中に新たに一つを加えるということであれば、単に運用ということでは主旨が若干ずれるのではないかというのが、たぶん竹田委員のおっしゃっていることである。

だから、それをそのままに付加するのかどうかは別として、制度の創設というのだったら、新たな一つということの意味がわかるのだけれども、単に運用だけだったら、これは新に運用方法が一つ加わるということの意味合いが何もその表現の中には出てこないわけです。僕のいっていることはわかりにくいですか。

つまり運用というのは 1・2・3、福祉まで 1・2・3、自家用有償運送には今 1・2・3 というようなかたちであるわけです。

今回のアウトドアのやつというのは、新にここから一つ入ってくるということといえば、単に運用を運用ということではなくて、運用に対して、これまでの運用手段に対してプラス 1 が加わることになる。ということといえば、単に運用ピリオドではなくて、運用の一つの創設だとか制度の創設だとか、付加というようなものが入っていないといけないのではないかと主旨だと思ふのです。

つまり、それ以外のところといえば、コンビニのところは、これは、創設は創設でいいのだけれども、たとえば答申 2 の辺りのところで行くと、これは拡大になるわけです。

今までのものの拡大。だから一つ突っ込んだかたちになる。だからこれも、そうすると制度の拡大とかというふうにする

のであって、運用ということだったら今までの。

まあ、そこぐらいにしておきましょう。同じことの繰り返しになって申し訳ない。

表現の問題で一つ新しいものを加えるのであれば、竹田先生のところでいえば創設という言葉をお使いになったけれども、あるいは2のところでいえば拡大になったけれども、なにかムーブメント、動きのあるかたちにしないといけなのではないかというような主旨だったと思うのです。

(事務局)

私どものほうでは、現行法78条の3号の部分を広げていただくというようなことで対応していただきたいというような主旨でございます。それは、もう既に自家用有償運送というカテゴリーは、もう既に制度化されていますから、そういう意味では創設ということは、言葉としては馴染まないのかなど。

今、井上会長、結論を出していただきたいと思うのですが、そういう意味でいくと運用の拡大とか、そういったような表現での整理させていただけないかなというふうに思っているところでございます。いかがでございましょうか。

(竹田委員)

ちょっと弱いね。特例の創出なのか、特例のなんだろう。

拡大にこだわる、創設にこだわることではないのですが、運用というタイトルとの中で、現行では、現行の条文、運用では、アウトドア事業者がこういうことができるようになるというところまでは、この条文は考えていない。なので、それを考えることができるように条文を変えるというのは、ちょっと運用の通常使われる言葉の意味を越えているのではないかと考えたのです。

(井上会長)

局長も竹田委員の主旨はお掴みになったので、これは、いずれにしても他の法律等々の関連も含めて少し参照して、竹田委員がご指摘の部分をくみ取るようなかたちで、少し前向きに考えませんか。

つまり、またくどくなるから同じですけれども、運用だったり今でも中には、運用というものは3つか4つあるではないか。だから今回の場合には、その運用の中の一つにプラスαをするわけだから、それだったら、答申2のようなかたちでいえば、たとえば、あるものであってそれを裁量権を拡大するわけだから、運用方法を拡大するというようなことで何かつけるというようなことでしたら、主旨はくみ取ることができるのではないかというふうに思います。

ただ、この場で最終的に結論を出せない部分は、他のところの法律なんかでそういうものを新たに付加するときに、どのような表現を使っているのか、使うのがベターベストなのかということは、改めて事務局で精査していただいて、竹田さんの主旨をくみ取るかたちで落ち着けるということによろしいですか。

(竹田委員)

検討していただいた結果、くみ取らないということでもいいですから。

(事務局)

経過をお話ししますと、最初は、創設という言い方をしていたのですが、創設だと、極めて狭義に解釈すると全く別の仕組みの規定を設けるというようなかたちになってしまいます。

そうなるとなかなかハードルが高いのかなど。そういう意味でいくと自家用有償運送というものは78条の中で、既に平成18年の改正で制度化されましたので、この中で要するに、今程井上会長からお話がありましたように、スクールバスと訪問介護員等による有償送迎でございますが、訪問介護員等の有償送迎を認めているのであれば、少なくともアウトドアや何かということで地域振興に必要なものについても、当然その部分は許可の範疇に入ってくるだろうということで追加をしていただきたい、こういう主旨でございます。

それが、運用という言葉が、どうもそういった主旨が適切に伝わらないということであれば、それについては、竹田委員のほうからお話にあったことも踏まえて、ここについてはどういう表現がいいか検討させていただきたいと思います。

(宮田委員)

適用拡大なのか、運用拡大なのか、そういうようなことで書きましょう。

(事務局)

宮田先生、ありがとうございます。

(竹田委員)

しつこいようですが、運用というふうにいわれると、公共の福祉を確保するためという言葉解釈の中に、アウトドア事業者まで読み込むのだということになりかねない。

でもそれは、ちょっと公共の福祉というときに考えられていたことと違うものが、あまりにも異質のものが入ってくることになるのではないかということ。あちら側も誤解が生じるだろうと思うのです。

ただ、条文を変えて、または地域の実情とやってしまうのならば、それは現行の制度の運用ではなくて現行の制度に変えるということに、という表現のほうが実態と合うのかなと思っています。

(井上会長)

ありがとうございました。

最初の件は、もう一回検討してみる、具体的にどういふかたちになっているのかを、僕が知っているのは、要するに優良事業者登録制度というところのにつかる部分です。これは、事務局のほうから。

(事務局)

優良事業者の関係で、先程にもございましたとおり優良登録事業者というのは、法人形態になっておりますので、一定程度の資格を持っている方を配置するというかたちになっておりますので、資格を持っていない方も対象になる可能性がございます。その点については、持ち帰って確定をさせていただきたいと思います。

(井上会長)

これは、配布されている 27 ページのところの(2)の優良事業者登録制度というのがあって、これはガイド資格取得者の一定数以上の配置を行う実施体制の他、云々というようなところがあるので、原則的にはこういった方は管理者であり、そして運用といいますか実行者であろうというふう思うけれども。

では、この会社に夏休みのアルバイトで入ってきた学生が、車を運転して事故をおこしたらというような話もあるので、そこをどういふふう考えるのかということについて、事務局でおっしゃっているのは、ちょっとその辺りのところも精査してみるということでしたので、それをやっていただければというふうに思います。

ただ基本的には、これは文字通り優良事業者ということで、その他の安全の安全対策等とか人員配置、顧客サービス云々というようなところで、細かい規定がその中に書いてありますので、そういうことをやれば、ルールから逸脱しているということとははっきりしているのだけれども、書いていないからいいではないかというような人たちもいるので、その辺りのところを少し念頭に置きながらシミュレーションしていただければというふうに思います。

そういうことでよろしいでしょうか。

(竹田委員)

27 ページ、(2)優良事業者登録制度の 3 行目、誤字脱字です。トイレライドイングとあります。

(井上会長)

ここだけなら愛嬌で済ませられるけれども、怒られてしまいますね。よろしいでしょうか。

(河西委員)

同じ間違いが、アウトドアガイド試験の区分というところの矢印のところにあります。

(宮田委員)

ちょっと退席しなければならないので、全然違うのですけれども、今震災の関係で移住してくるときに、マンション提供者がマンションを建てたものを提供するか、いろいろなところで宿を、マンションの空きテナントではないけれども、そういうものを持っている人が一カ月でも一週間でも避難してきてもらっているときに、結局その場合は、国交省は旅館ホテル業になるだろうということで、空いているところのアパートに避難民を入れられない。そうすると、そういう待機だったり、日によって違うでしょうけれども、それは貸せないとか泊められないということがあるみたいです。

今回、我われの北海道で受け入れるときに必要な、タイムリーな特例なのか条例なのかを考えて、そういったことで道内でも受け入れできるような、受け入れたくても受け入れできないようなことに直面しているような業者の方、この間旅行業の方と話したら、そういうツアーをつくってこっちに避難してもらおうとやっても、それで貸せないというような、ホテル業ではないところがこういうふうな提供ができないというふうなことになっている。何とかをするためには、何を用意しろ、何を用意しろという規制があるらしいのだけれども、それをタイムリーなときに考えるようなことを是非お願いしたいということ。我われも是非知恵を出して、是非受け入れられるような、他の地域にない北海道らしいかたちで東北からの移住だとか移民、そういった困っている人たちを受け入れられるようなことを考える必要があるのではないかというようなことです。

これで退出するのですけれども、問題意識としてあるのでなにかのおりに考えてみたいなと思っていました。

(井上会長)

ありがとうございました。

第5回答申というものは、今日が最後ですからあれですけれども、いずれにしても次回以降については、片方では、事故がこれ以上広がらないということで、だんだん国、あるいは各都道府市町村がそれなりの対応をとっていく。その中で国の法律との間のバッティングが出てくるというようなこともあります。今宮田委員がおっしゃったようなことも斟酌しながら第6回答申というところでは、そういった関連の部分を中心に案件として議論をしていくということ。また4月からありますからやっていきたいというふうに思います。

では、時間の関係もありますので先にいかせていただきたいと思います。

最初に私、間違えて述べてしまいましたけれども、答申4、認定NPO法人の認定権限の移譲に伴う国と道の協議の場などの法制化について事務局から説明をいただきたいと思います。

(事務局)

答申案4でございます。

まず表題でございます。これまで認定権限を国から北海道に移譲するということを国に提案していくという方向でご議論をいただいております。

昨年の12月に国の税制改正大綱におきまして認定事務を国税庁から地方団体に移管することとされたところでございまして、現在移管に向けた国と地方との協議が進められてございます。

そういったことから国への提案につきましては、北海道が認定NPO法人の認定と監督を行うということを前提といたしまして、それらを円滑に実施していくための仕組みといったものを提案していくことといたしまして、表題につきましてもこれまでの認定NPO法人の認定権限の移譲というものからこのように修正をさせていただきたいと考えてございます。

現状でございます。上からでございますが、これからのまちづくりとしては、市町村と住民、コミュニティー組織、NPO

法人などが連携協働していくことが重要である。特に NPO 法人がまちづくりの担い手として大きな役割が期待されているということ。

次に NPO 法人の認証につきましては、内閣府又は都道府県が行っている。

そして、NPO 法人のうち、国税庁長官の認定を受けた法人については、寄附金控除ですとか損金算入など、税制上の優遇措置が適用されるということ。

その次に国では、NPO 法人の活動環境の整備を図るために、仮認定制度、段階的な監督の枠組み、それと認定 NPO 法人の認定権限の地方への移譲、こういったものを内容とする新たな認定制度を、地方との協議を経て、平成 24 年 4 月から開始することを目指しているということを書きます。

次に、課題でございます。北海道は NPO 法人数が全国 4 位でございます、多くの NPO 法人が新しい公共を支えるまちづくりの担い手として活動していくための環境整備を図ることが必要であるということ。

次に、国が目指しています新たな認定制度において都道府県が認定及び監督権限の移譲を受けて、全国的な統一性や公平性を確保して、円滑に権限を行使していくためには、都道府県と国税庁が情報共有や協議を行う実行性のある仕組みなどが必要となってくるということを書きます。

次に目指すすがたでございます。道が認定 NPO 法人の認定と監督を円滑に行い、新しい公共を支える NPO 法人の活動環境を整備するということでございます。

国への提案の内容でございます。一つ目でございますが、制度の統一性、公平性を確保して、北海道が認定・監督を円滑に実施をするために、都道府県と国税庁が情報共有や協議を行う実行性のある仕組みを法制化をするということでございます。具体的には、都道府県と国税庁の双方向で情報提供、定期的な協議といったものを行う場の設置を法制化していく必要があるということでございます。

2 つ目でございますが、国が進めようとしている新たな認定制度の中では、法人の従たる事務所所在地の地方自治体の条例によって個別指定されれば主たる事務所の状況に関係なく当該法人が PST 要件を免除されることとされてございます。

この取り扱いでは、統一性・公平性を欠く恐れがございますので、認定のための PST 要件を免除するのは、法人の主たる事務所所在地の都道府県の条例での個別指定に限る。こういった 2 つの仕組みを国のほうに提案をしていく。

こういった仕組みの整備によりまして、道が認定 NPO 法人の認定及び監督を円滑に行うことができ、法人の認証を含めまして、身近なところで新しい公共を支える道内の NPO 法人の活動環境の整備が図られるということでございます。答申案のご説明は、以上でございます。

国のほうで認定権限の移譲先といたしまして都道府県と政令指定都市を予定してございます。前回の委員会で井上会長のほうから札幌市の考えを聞いているのかというご質問をいただきましたので、札幌市のほうにお伺いをいたしまして、認定権限の移譲などについてのご意見をお伺いしますとともに、今回の私どもの提案内容についてご説明をしてご理解をいただいたところでございます。

札幌市からは、認定権限の地方団体の移譲につきましては、基本的に異論はない。ただ法人の従たる事務所所在地の地方公共団体による個別指定によって PST 要件が免除されるということは制度上問題があるというふうに考えているというご意見がございました。

あわせて札幌市としては、私どもの提案に盛り込んでほしい事項があれば連絡してほしいというふうにお話しをしましたが、現時点においては特に追加すべき事項はないというお話でございました。以上でございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

ただいま事務局から答申 4 につきまして説明をいただきました。これらの説明・案件につきましてご意見・ご質問、あるいはご提案等々がおありでしたらお出しいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

(河西委員)

提案のところの黒丸の2つ目、認定のためのPST要件を免除するのは、法人の主たる事務所所在地の都道府県の条例での個別指定に限るとあります。

こうなるとPST要件を免除する認定NPO法人を認めるためには、一々条例改正をしなくてはならないこととなりますよね。

そうするとかなり煩雑な事務作業、そしてしかも議会をとおさないといけないということもありますので、結果としてPST要件を免除されて認定NPO法人になるようなケースというのが少なくなるという懸念があるのではないかと考えております。

したがって、たとえば、今回の答申はこれでいいとは思いますが、PST要件そのもの自体を都道府県の裁量によってある程度自由に変更できるようにする。そちらのほうが現実的には事務作業等のことを考えると楽ではないかと思っております。

またNPO法人に関しても、札幌のような人口が多くいるところでのNPO法人、そして過疎地域、特に集落単位でNPO法人をつくっていく、そういうような動きなどもあります。そういった過疎の集落において、PST要件、すなわち3,000円の寄附をする会員の方々が100名いる。これをクリアするのは、結構大変なNPO法人が出てくる可能性もあります。

そうしますとPST要件自体を都道府県に移譲していただいて、それである程度都道府県が裁量で決められるようになれば、その地域の実情に合わせたPST要件を設定して、結果としてPST要件を緩和することになるのかもしれないのですが、そうすることによってPST要件を免除させて認定NPO法人になる。そういうようなNPO法人が結果として減って、PST要件を受けるNPO法人、認定NPO法人になるようなケースが増える。

そういうほうが望ましいかたちではないかなというふうには思っております。

またさらに、NPO自体を考えると、確かに、今認証に関しては都道府県が持っている。それで認定も都道府県にまかせる。それはそれでいいのですが、認証の窓口や何かに関しても、希望する市町村におろしてくれますので、認定権限も認証と認定というのが、公平設立のところは認証ですね、認証と、それから税制の控除などを受けられる認定NPO法人というのは、ある種の裏表の関係にもあるので、認証を市町村、希望する市町村に権限を移譲しているのであれば、認定権限に関しても、然るべき時期に希望する市町村、認証権限を持っていて、しかも認定権限もそれを市町村におろしたほうがいいのではないかなというふうには思っております。以上、2点です。

(井上会長)

今のご意見は、貴重な意見ですが、先生のご主旨とすれば、ここにある答申4の原案があるけれども、今回はこれということで、今後課題なり検討・検証が必要になってくる事項があるのではないかとということで2点ほどおあげになったということの理解でよろしいですか。ありがとうございます。

(五十嵐副会長)

確認ですが、この課題のところ情報共有や協議を行う実効性のある仕組みというものを制度化するといったのは、前回出てきた権限だけであってあとは何もないという財源の問題も含めてということでこれをこういふかたちにしたということで理解してよろしいですか。

(事務局)

もちろん、認定・監督にかかる人件費などの交付と書いてございますけれども、これにつきましても国のほうには申し入れていくということも入っております。

(井上会長)

よろしいですか。

(事務局)

ちょっと補足させていただきますが、今お国のほうで考えている法制化の部分ですけれども、現行は租税特別措置法でやっているのですけれども、今度は特定非営利活動促進法、NPO 法人の法律の中に条文規定を、税制関係の監督などの規定も全部入れるというようなかたちになってございまして、今認定は、国税当局でやっています。情報・ノウハウ・その他、圧倒的にそこは国税当局のほうがいっぱいいろいろな情報だとかかなにかの調査権も含めて持っていて、統一的に実施するというような観点からいけば、これは国税と地方税、認定を受けると両方がそれぞれ損金算入だとか住民税が控除されるとか、そういうことになりますので、少なくとも税務当局が持つ情報をきちんと開示していただくことも必要ですが、制度の統一的かつ安定的な運営を図っていくためには、定期的に国税当局との打ち合わせをしながらやっていかないと、結果的には都道府県間でバラツキが出てきても困るのではないかなというようなことも含めて、しっかりその辺については、ただそういう情報を国税当局が入手したときに情報提供するのではちょっと弱いのかなというようなことで、きちんとしたそういう仕組みが必要ではないかということで課題のところに記載をさせていただいているということでございます。

(井上会長)

よろしいですか。ありがとうございました。

その他いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

では、今のところで答申案の審議というのは一応終了したということにさせていただきたいと思います。

最終的な答申案につきましては、本日の議論を踏まえて必要な修正を行って、別途知事に答申するというようにしたいと思います。

修正事項、先程から各項目について、たとえば表現、あるいは語句の再検討、あるいは一部記述の確認というようなことが先生方のほうから出されました。ですから、そういったことについて修正・再検討等が必要になりますけれども、一応私にご一任いただければというふうに思っております。最終的には、私の段階で決めるという話ではなくて、私と事務局との間で相談して基本的なかたちをつくり、それを、今日欠席された先生も含めてメールで送る、あるいは必要ならば先生方の所にお伺いして修正事項についてきちんとした説明をさせていただくということで、最終的に答申案を固めたいというふうにしたいというふうに思います。そういうことでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、そのようにさせていただきたいと思います。

何度も申し上げますが、第 5 回答申につきましては、審議という意味では、今日が実質的かどうか、最終回になります。そういうことで今後のこの扱いについて事務局のほうからご説明させていただきたいというふうに思います。

(事務局)

答申の関係でございますが、答申につきましては、本日委員の皆様からいろいろいただきました修正のご意見といったものを踏まえまして修正等を行いまして、先程会長からもお話がありました、会長に了解を得まして、修正後に道庁内において本委員会を代表して井上会長から答申を行っていただくこととしてございます。

委員の皆様には、答申後メールでお知らせをいたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

(井上会長)

では、従来通り先生方を代表いたしまして私のほうから答申を持ってまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

では、(3)今後の委員会審議についてということで、先生方のご意見等々をたまりたいと思っております。次回の委員会からは第 6 回答申に向けて検討していくということになります。

資料 1 をご覧いただきたいと思います。その表の左側の区分の(2)道民提案のうち継続審議となっている 3 件。(3)の庁内提案で継続審議となっている 1 件の取り扱いについては、第 6 回答申に向けた審議の中で再度検討していきたいというふうに思っております。

今後の委員会の進め方等について事務局のほうから考え方をご説明いただきたいと思います。

(事務局)

今回、特に資料は用意してございません。第6回提案に向けての提案募集の取り組みなどにつきまして、今後の取り組みなどについて簡単にご説明を申し上げます。

まず1点目は、ホームページなどの広報媒体を活動した提案募集に、引き続き取り組んでまいります。

ホームページの活用、それと各振興局のご協力などによりまして、これまでに23件ほどの提案が寄せられてございます。今後引き続きそういった広報媒体を有効に活用しながら、新たな道民提案の募集に努めていくと考えてございます。

次に、関係団体への働きかけを行ってまいります。第5回提案答申に向けましても医師会ですとか看護協会などと意見交換を行ってきております。今後も医師会及び福祉・経済、こういった様々な団体と幅広く協議、意見交換を行いまして新たな提案の掘り起こしに努めていく考えでございます。

それと、各振興局との連携によって提案の発掘というものを行ってまいります。各振興局からの地域課題の解決に向けた政策提言というものもございまして、そういったものや管内の市町村からの要望、こういったものの中の中から特区提案に馴染むものを抽出する作業を行ってまいりたいと思っております。

また時期は、未定でございますけれども、道内数カ所地域懇談会というものを開催いたしまして、委員の皆様と地域の経済界、各種団体の方々との意見交換を行って、道州制特区の普及啓発と共に地域からの提案の募集に努めてまいりたいと考えてございます。この他、庁内からの提案募集を引き続き行ってまいります。

また、国で進めてございます総合特区の指定に向けて道内からもいろいろ提案されておりますけれども、そういった特区の指定状況も踏まえまして、指定されなかった案件などの中から特区提案に馴染むものを選び出していこうと考えてございます。

以上、事務局として次回の提案検討委員会の開催、7月下旬ぐらいを予定でございますが、その開催までの間にこういった取り組みを積極的に進めまして、新たな提案の件数を増やしてまいりたいと考えてございます。今後の取り組みについては、以上でございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

ただいま事務局のほうから説明がありましたけれども、先生方からご意見・ご質問をいただきたいと思っております。

知事選も含めて様々な選挙というものが予定されておりますので、あまり政治絡み、政局絡みのところの発言は極力しないようにしてお話し申し上げますが、先程、私が冒頭に説明した中で、この第5回答申に向けての審議というのは、昨年の1月22日の第34回委員会以降、つまり一年数か月かかっている。その間に、だいたい8回の審議をやっている。最終的にこのかたちで4本、内1本プラスαは、国の動向の中で国が先行して取り組んでしまう可能性もないわけではないのですが、こういうなかたちであったということ。

これは、率直に申し上げまして、事務局の体制が云々ということではなくて、一つの大きな事情というのは、道州制特区提案検討委員会が始まった頃というのは、各地域・各界・各層から250、多いときで300ぐらいのストックというものを抱えていた。ですからその中でかなりテーマ性のあるもの、そして道民の皆様から積極的に後押しをしていただけるようなものを中心に整理をして、そして第4回まで国に提案していったということ。

我われの委員会は、最初の頃からずっと五十嵐委員もやっておられたけれども、本当に夜遅くまで赤れんがが庁舎でやったというようなこともありましたけれども、それぐらい緊迫したかたちで頻度を上げて処理していかなければいけない程に特区提案というものがあつた。

しかし、先程、最後に資料の1でご覧ご確認いただけましたように、もう積み残されているものというのはほとんどない。本棚に仕舞っているものを出してきても、それほど数は変わらないということ。ですから手持ちの駒は少なくなってきているということであれば、第6回答申に向けてというときには、甚だ心細い限りということになります。

ただ私どもは、知事から諮問を受けて、その裏側には、今度は前政権時代に、前政権というのはなにをいうのかわからないけれども、現在野党の政党が政権の座にあつたときに道州制特区推進法案というものをつくって、それをベースにしながらこれができているので、あれは廃案になっているわけでもなんでもないわけでありまして、そういうことをベースにしながら我々は淡々と粛々とこの作業を進めていかなければいけないということ。



ただ私が申し上げたいのは、このまま同じようなかたちでやっていって、本当に第 6 回答申はまとまるのかということがあります。事務局に一生懸命頑張っていたいただいても上がってこないものは上がってこない。玉はないというようなことになってきますので、この辺りも含めて先生方から是非どういうふうにすればということをご提案なりご意見なり、あるいはご質問をいただければと思います。

私たちは、少なくともこれで、今日で任期が終わりではないのです。ですから、任期中しっかりと頑張れるような体制をどうやってつくっていくのか。そういうところを含めてご意見をいただければと思います。

(河西委員)

正直に言って、ある特定の分野に関しては、今の政権というのは非常にスピーディーにいろいろ改革を行ってきているなというようなところですよ。そういった中で果たして道州制特区というのがどこまで有効なのかというのは少し疑問に思うところがあります。

また、総合特区とか、そういうようなかたちで提案されているところもあって、そういったところとの棲み分けですよ。なかなか難しい状況だなというふうには思っています。

ただ、今回の東北関東大震災において東北の 6 県がまとまって、一つひとつの県ではなくて 6 県がまとまって復興していこう。それが結果として道州制になるかもしれない。そういうようなこともありますので、そういう意味では、やはり道州制特区というものも検討していかないといけないものだというふうに思います。

今後玉がなくなってきたということなのですが、場合によっては委員の皆様も自らアイデアを考え出していくということも必要なのかなと思っています。

(井上会長)

それは歓迎で、五十嵐さんも随分提案を出されたのだけれども、随分時間をかけてここでやったのです。一つは、航空行政の壁と医療の壁でことごとくやられたけれども、しかし道民の皆様方にこの道州制特区、あるいは道州制というものをきちんと認識してもらうためには、跳ね返されても跳ね返されても我々としてあげていかなければいけないのかなというふうに思います。どうですか。

(五十嵐副会長)

手持ちがなくなったというのは、ちょっと表現が、井上先生は遠慮されて言ったのだと思うのです。

結局、今の航空とか空港問題、医療問題というのは、課題がたくさんあるわけですよ。課題がたくさんあって、本当は議論をもっとすべきなのですが、議論をする、してもというか、するところに大きな壁があるというのが実際に、非常に目に見えない壁があるなという感じがしています。

そうであってもやるぞという力がどこから湧いてくるのだろうかというのは、若干気にしています。ただ、その 2 つの分野とも国は全くだまっていなかつたというところではなくて、空港についても、今審議は少し止まっているかもしれませんが、航空局のほうで、東京の航空局のほうで上下一体の議論をしていて、知事が知事会代表で出ていらつしやいます。なかなか欠席も多いと聞いているのですけれども。そういう動きはある。ただ我々は、そこで非常に警戒しなければいけないのは、それは国の論理で空港の空港行政とか航空行政というものを、空港整備と航空行政を考えているので、どちらかというと北海道にとっては不利な、切られるというような、地方空港はいらないという論理にすり替えられる危険性がある。

そうすると、やはり我われは理論武装をしておかなければいけないと思うのです。それは総合特区がいいのか道州制特区がいいのか非常に悩むところではあるのですが、まちづくりというか、北海道の地域をどうつくっていくのかというのと特区と組み合わせないと難しい議論だなと思っています。

ここでは、あくまでも法律上のなにかの問題があって、そこをクリアするのだということが最初にあるので、あるのではありませんが、やはり地域づくりというものを念頭に置かないと道州制特区も突破口はないという気がしています。

(井上会長)

竹田さん、どうですか。

(竹田委員)

これは道州制なのか、どうなのかというのが自分の中ですごく葛藤があるのです。これは道州制なのか、それとも規制緩和か、それとも別途定めるものなのか。むしろそちらではないかという、ここで出てくるテーマが、それで最初は葛藤があったのです。そこは理論的にどうかということと現実のニーズはこうなのだなということで割り切りをつけたつもりでいます。

2つあって、1つは、最近大阪、あるいは名古屋、中京あたりで、ここでいっている道州制と一緒にどうかかわらないですけれども、またいろいろなこういう議論が出てきています。ああいう、あるいは、そこに限らず他の都府県でこういう課題があるというものを吸い上げる、あるいは情報を汲み取るというのは、道庁の場合はどういうふうにしてやるのでしょうか。

もう1つは、先程玉不足という話がありましたけれども、本気で道州制をやるのだったら、前回否定された条例の上書き権をやってしまえばいい。それをいっちゃえば全部おしまいなのですけれども。あれはできないのかなということを思います。

ただ、出されてきたものと、それから、それこそ先程五十嵐先生がおっしゃったように、少しずつこの、ある意味特別な環境の中にある行政区域の中でやっていて、だからこそ見えてくる課題というものをどうやって一つひとつクリアしていくかということ。そちらの観点から見っていくことも必要かなとは思いますが。

(井上会長)

1点目、私は、あまり正確に整理できるわけではないけれども、たとえば北海道で道州制特区、道州制の北海道で道州制の議論をし始めた頃というのは、たとえば、先程言及がありました関西、大阪というよりは関西ということで、かなり煮詰まった議論というものが行われていて、そして数字も使ったシミュレーションなども行われていたのです。それが行われていた舞台というのは、いわゆる、北海道のことはいわないほうがいいけれども、関西の経済団体連合会というのが、関経連が中心になってやる組織があって、そこがかなり精力的に動いていた。

私のところにもいくつかられたことがあるのですが、たとえば、九州などにおいても九州電力が中心になったところが中心になって提案をまとめていく。沖縄などでも同じようなかたちだったろうというふうに思うのです。沖縄の場合は、メディアも一緒に動いてましたけれども、そういうようなかたちで。

北海道はということになると、これは数年前に道経連からの道州制についての提案というものがあったのはあったのです。それ以降というのは、ほとんど動いていない。動いていないということは、必ずしも適切な表現ではないかもしれないけれども、むしろ総合特区についてのとりまとめということで、観光団体もそうですし、経済界は、どちらかというところ個別の道州制特区の提案ということよりは総合特区というようなかたちで業界をとりまとめて提案をしようとしているということもある。

だから、これが行き先になって、認められる認められないということになって、認められない場合にはバタバッとこちらに押し込まれてくる可能性もある。それを期待してはいけないのですが、そういうこともあるのはあるのです。

ただ先生方、河西先生などがそうだと思うけれども、私もそうだけれども、要するに経済団体云々というところだけでいけば、これは100%そうだと言い切れないのだけれども、では地域住民の目線はどうなるのか、あるいは住民の人々の目線はどうなるのか。あるいは、いわゆる道央圏以外のところの問題というのは、誰がどう汲み取ってあげるのかというところがないので、そういうようなところはどこかがやらなければいけない。ただやる場所というのはなかなかないので、河西先生のようなベテランの先生がそのあたりのところで提案されてもいいのだらうとは思っています。

そういうことでいえば、先程言い忘れましたけれども、みなさんの意見もそうだし、竹田先生のところもそうですが、もともここは道州制そのものの議論というのは、昔はやったのですが、これは特区提案になっているから、要するに五十嵐先生もいわれたけれども、法律が手かせ足かせになっているところ。竹田先生流に言えば規制が障害になっているというところをどう取っ払っていくかということや国に訴え続けていくことについてはなっているのだけれども、

ただこれから比較的間隔がある中で地域懇談会に各先生が行かれるときには、道民の皆様方に対しては特区の提案から入っていったって、ちんぷんかんぷんだから、やはり道州制ということが、なぜ我々が一生懸命やらなければいけないのか、地域主権型の道州制、住民参加型の自治というところの一つのトライアルがこのかたちだというようなことを説明しなければいけない。

ここを出てきていたようなふるさと納税のコンビニ云々のところから、最初から最後まで説明したって、お前らは何をやっているんだということになるから、やはり道州制の話だと思うのです。大括りに切ったところの道州制。そういうようなことなので、そういうようなことを、フリーに皆様方が行っていただく前に、そういうようなことについて、道州制一般について基本的に勉強するとか認識を共有するとか、違いを確認するというようなことはあってもいいかなというふうに思います。

やはり地域の人たちだと思います。本当に大きな問題、たとえば、NPO などもあるのですが、このグレーター札幌というのは、ご存知かもしれませんが、この札幌市を中心とした江別だとか当別だとか、こういうところ、千歳もそうですね。北広島も。このあたりのところのシミュレーション、今流行りの人口のシミュレーションをやってみても、2150年頃になると、道民の半分は、この地域はグレーター札幌なのです。ここは政令指定都市ですから、道政が管轄するところ、それ以外のところは、道庁の権限半分で札幌市が、グレーター札幌が権限半分というようなことになってくるわけです。そういう中で残りの半分というのはどうするのか。人口は減ってくる。そういうことも考えるのが大事だと思うのです。是非先生方には、地域準備をしていただいて、意見を交換していただきたいと思います。

一点質問があるのだけれども、日程で7月というのは、それまでの間はなぜ空くのですか。

(事務局)

その間一生懸命、各関係団体に出向いたり、各振興局からの提案なども探しながら進めていくという期間というものを頂戴したいということです。

(井上会長)

地方に回って行くというのは、いつ頃を念頭に置かれているのですか。

つまりこの先生達、たぶん私が一番暇になってからだと思うけれども、お忙しいのである程度の目安を。

(事務局)

今事務局の内部でいろいろ考えておりますが、夏以降を一つの目安としています。

(事務局)

補足をさせていただきます。今回、第5回目の答申については、知事選後改めて日程を、その前に各先生方に確認していただくことはあるわけですが、最終的にそういった作業を終えたあと日程調整をして、井上会長のほうから答申をお願いすることになります。

その後、5回目の提案に向けての市町村からの意見聴取、これは道州制特区推進法の第6条に規定がございましてやらなければならない。それから、パブリックコメントの手続きをした上で最終的に整理し、道議会に提案するというようなかたちになります。

その間については、今ほど参事のほうからもお話しをさせていただきましたけれども、関係団体への働きかけ、医師会だとか看護協会・ヘルパー協会には昨年からは実施しております。そこに経済団体を加えまして新たな提案の掘り起こしに努めていきたいというふうに考えてございます。

その段階である程度の数が、期待でございますけれども、23件よりは少し増えてくるのかなと。この辺は同時並行になろうかと思っておりますけれども、20年度と21年度にも委員の先生方にも同行していただきまして、釧路と旭川で地域懇談会を開催したということがございます。やはり地域が抱えている課題というのはたくさんあるかと思っておりますので、そこは道州制特区の仕組みも含めてご理解いただかなければいけないのですが、地域の活性化、あるいは現状の課

題の解決に向けていろいろ案があろうかと思しますので、その辺を少し広く伺いながら特区提案に馴染みそうなものはこの委員会では是非ご議論をいただきたい。こういう作業を先生方と少し一緒になって地域にも出這って、同じ目線のもとでやっていけないのかなということも、事務的には組み込みながら少し、6回目に向けては取り組んでまいりたいというのが今の私どもの考え方です。

そこに会長をはじめ委員の先生方のほうから何かあれば、そのことも含めて、より多くのアイデアが出てくるような仕掛けを考えながらやっていきたいというのが事務局の今の考え方でございます。

それから、今お配りいたしましたのは、北海道道州制特別区域計画の概要ということで、平成19年度から23年度までの、いわゆる道州制特区推進法に基づく、いわゆる特別区域計画というものを定めることになってございます。具体的に、3つ目でございますが、北海道の広域施策とあわせて実施する特定事務ということでこれまでいろいろ各方面、札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文科大臣への届出の廃止であるとか、水道法に係る水道事務及び水道用供給事業の認可、これは権限移譲を受けているわけでございますが、こういったかたちのものは随時計画の中身に組み込んできたとでございます。計画期間が満了するということで、次年度から5カ年になろうかと思っておりますが、新たな計画を策定しなければならないということになっております。具体的には、この5カ年の6に書いてございますが、広域的施策の推進状況、効果測定をして、少なくとも現法の処置が今後も必要性があるのかどうか。あるいは改善する箇所がどこにあるのか等々をきちんと検討した上で計画を作成しなさいということになってございます。この作業も合わせて実施していかなければならないということになってございまして、評価の部分については、どうしても第三者評価という客観性が求められますので、そういったことも必要でございます。

その意味では、作業工程を今検討している最中でございますけれども、本提案検討委員会でご議論いただくことも指針の一つとして考えてございます。そういった作業も合わせて行わなければなりませんので、いずれにいたしましても先生方にいろいろな面でお知恵を借りながら、事務局でも一つひとつ進めてまいりたいというふうに考えております。どうか今後とも、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

(河西委員)

たとえば、いろいろな地域やなにかに行き、実際に道州制特区を提案していただきませんかというお願いをするとき、どの程度まで向こうから提案をしていただければよろしいのでしょうか。

たとえば、ふるさと納税はコンビニでできればいいね程度でよろしいのでしょうか。それとももう少し細かく、どこの法律がどう問題でこういうことで困っているとか、そこまで必要でしょうか。

(事務局)

それは、先生がいわれたようなかたちであれば一番望ましいのですけれども、なかなかそこまではいかないと思います。それは、活性化を図る上で、先程宮田先生がいわれたように、ホテル業の関係でいったときに許可がなければだめなのだ。それでは、そういうことでは有効に利用できないとか、おそらくそういう関係のことはいろいろあるのだと思うのです。

道にいと、なかなか医療の問題とか福祉の問題で見えないことでも、地方に行けば切実な課題というものが出てくるはず。その辺は、いろいろ団体等ともやらなければなりませんけれども、そういう話が素朴にいろいろなかたちであがってくれば、そのことをそういう各種団体にもぶつけていけるのかなという気はしています。その辺は並行的に作業ができればいいのかなというふうに思っています。

そんな中で、なんとか少し骨太で肉厚な議論ができればいいのかなというふうに思っております。

(井上会長)

河西先生がいわれたことで私の体験談をしゃべりますと、地方に行き案件をといっても、参加者の数も非常に限られている。数字は言いたくありませんけれども、それに出てきておられる方というのも、行政関係の方を中心にして非常に限られた方、その辺りの方々から具体的な提案があがってくるかという、少なくともその場では1つ2つ、旭川のときに

ありました。いくつかのご提案というものはあります。

ただそれは、非常に法律的にはというバツとしたものだけれども、実際に生活されている上で、やはり不自由を感じておられるということで、極めて強い実感を伴ったものであったというふうに思います。

これは、道民のみなさん方、私たちは、必ずしもプロフェッショナルな人たちにご意見をいただくということが主旨ではないと思って、日々生活されている人たちが、先程の過疎地の問題でもそうですが、不自由だ不便だ心配だ不安だというようなことを一つひとつ、この辺りを何とかならないかねという程度であげてもらえれば、それはそれで、事務局は大変ですが、それはそれでいいのではないかと。

あとは法律的な部分を今度は吟味し、道庁の各部局の職員の方々のお手数を煩わせることになるけれども、それで整理をしていただいて、そして道州制特区提案にまとめるというようなかたちが従来のやり方だと思う。

道庁のというのは、今日も出てきておられますが、この人たち、この方々も大変なのです。北海道が、ある意味独立してやろうというくらいのところだから、しかるべき中央官庁に聞いても、そんなことは、わかって自立しようとしているのだから、そんなことは自分たちで調べろよというふうに返されてしまうと、要するに我われとかこの道州制の事務局とその間の板挟みになって笑い事ではないのですが。

だからこういう部分ではやはり、だんだん時間が経つてくると、徒労感とか疲労感というものが出てきてなかなかうまくいかない。

そういう意味でそういったものがかなり程度としてここ半年1年の間に極まってきたのかなという感じがしております。その辺りをなんとか全員団結してそれを突破できないかということ。任期がありますから、それはしっかりやりましょう。

そういうことで、また事務局のほうにそれぞれこうしたらどうかとか、こういうところに行ってやったらどうかとか、こういうようなかたちで意見を集約したらどうかというようなご提案があったら、これは、私は事務局のほうと時々会ったり、別な機会でお会いすることもあると思いますので、先生方是非ご意見を出していただければと思います。みなさんベテランの先生ばかりですからよろしくお願いいたします。

では、定刻に近くなりましたので、これで今回は終了したいと思います。若干時間があきますけれども、その間なにか道州制そのものについても勉強されたりとか調べたいというようなことがありましたら、参事のほうまで連絡をとられて資料を入手して、あるいはアドバイスを受けてやっていただければというふうに思います。

長時間にわたってご審議いただきましてありがとうございました。